

区分	■ 新規 □ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	長野県
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	長野県選挙管理委員会・企画振興部市町村課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	4 選挙時における備品等整備費用の財政負担について		
提案市	佐久市		
提案要旨	<p>国政、地方全ての公職の選挙で使用される機器等の整備に要する経費については、その使用の割合に応じて、国が9分の5、都道府県が9分の2、市町村が9分の2を、それぞれ負担することを前提として国費が措置されていることから、長野県においても応分の負担をするよう要望する。</p>		
提案理由	<p>公職選挙法（以下「法」という。）第263条及び第264条に各選挙における経費の負担について規定がされている。</p> <p>国は、国政選挙の際に、本法及び「国会議員の選挙等の執行経費に関する法律」により、地方選挙に資する分を除き、その備品等の整備に係る経費に9分の5を乗じた額を交付している。</p> <p>これにより、現在市町村は、直面する新型コロナウイルス感染症対策や、費用負担の軽減を図る観点からも、より優位な国政選挙の際に、長野県と協議をし、計画的に機器やシステム導入などを進めている。</p> <p>しかしながら、他県においてはすでに応分の負担をされている実態もあるが、長野県では実施されていないことから、地方選挙に資する分については市町村が全額負担している状況である。</p> <p>法の趣旨からも、事前の協議は必要と考えるものの、長野県議会議員一般選挙及び、長野県知事選挙においても当然使用するものであることから、県も応分の負担をするよう要望する。</p> <p>【負担割合の根拠】</p> <p>法において、選挙における整備された機器等は、全ての選挙を通じて使用できることから、それぞれ応分の負担を行うものとされている。</p> <p>（選挙全9種類）</p> <p>国：衆議院小選挙区、比例・国民審査・参議院県選出・比例の5種類 県：知事、議員の2種類 市町村：首長、議員の2種類</p> <p>これにより、国は9分の5、都道府県は9分の2、市町村は9分の2とされている。</p>		

<p>現況及び課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他県では、国政選挙の際に財政措置がされているが、長野県ではされていない。 ・財政面でより優位な国政選挙の際に整備したいが、公職選挙法の規定により長野県が負担すべき9分の2も含め、9分の4を市町村が負担している。 (例：投票用紙自動読取分類機 価格 9,482,000円の場合 国(5/9) 5,267,000円、市町村(4/9) 4,215,000円) ・選挙事務における新型コロナウイルス感染症対策も含め、国からも、選挙人の投票行動の分散化や、投票所での滞在時間の短縮などが求められており、また、事務従事者の削減、事務時間の短縮や、期日前投票所の増設、共通投票所の設置の際の二重投票防止を目的としたシステム導入などの、投票事務の効率化を図る上でも機械化や、システム化は不可欠であるが経費負担が大きいため進まない。
<p>関係法令</p>	<p>公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号） 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年5月15日法律第179号）</p>